

業務連携・協働に関する協定書

東京都戦略政策情報推進本部（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に協力して都の保有する施設の3D点群データを取得し、オープンデータ化をすることで、デジタル空間上に再現された東京を分かりやすく対外的に示し、都のデジタルツインの実現に向けた取組を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 都の保有する施設での3D点群データ取得
- （2） 施設管理者との調整
- （3） 本協定の広報に関すること
- （4） 取得した3D点群データのオープンデータ化

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、必要に応じ情報交換を行うものとする。

3 都の保有する施設は、別途甲が指定する。

（経費分担）

第3条 前条の場合において、甲及び乙それぞれに生じた経費等については、原則として各自が負担するものとする。ただし、甲乙の協議により別に定める場合は、この限りではない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも内容の変更及び解約の申し出がない場合は、更に1年延長されるものとし、以後についても同様とする。

（権利の帰属及び活用）

第5条 乙が取得した3D点群データの著作権等の一切の権利は、甲が保有することとする。

2 第2条1項（4）「取得した3D点群データのオープンデータ化」については、前項の3D点群データの著作権等を保有する甲が主導して実施する。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲はこの協定を直ちに解除することができる。

- (1) 公益上の見地から本協定を解除する必要があるとき。
- (2) 本協定に基づく事業の執行上、甲が関与する事業として乙にふさわしくない行為があったとき。

3 前項の規定に基づき、甲が本協定を解除したことにより乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方（甲が指定した都の保有する施設を含む）の情報を、相手方の事前の承認を得ずに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。本協定の有効期間が満了し、又は本協定が解除された後も同様とする。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事

小池 百合子

乙